

中小企業のための

講座

化粧品の規制

はじめに

えば、人間テスト、動物テストなど)についての規制、化粧品のラベル・包装・保存方法・情報公開(例えば、成分、製造日付、使用期限など)・テストの手法・登録・広告・化粧品効果についての陳述の証明などのすべてについて規制や法律が設けられていないのが現状です。

ただし、不良品や安全性の低い化粧品は販売が禁止されています。

費品」ととらえていきます。しかも、それらの輸入品はすでに米国、欧州連合(EU)、日本などの化粧品先進国の規制によって管理されており、香港でさらに規制を課す必要はないといいます。

また、化粧品業界からの反対の声が強いことも大きな理由です。化粧品業界は香港経済における大きな業界の一つであるため政治への影響も大きいため政治への影響も大きいです。

(3) 該当商品が検定されたかどうか

(4) 該当商品をよりもつと安全な商品として使う方法

(3) 店で販売されている、
している店がないかど
かチェックしている。

(4) 安全性の低い化粧品
ブルについて特区政府
実験所で検査を行う。

(5) 「消費品安全条例」
違反する化粧品について
販売停止と商品の回収、
販売先に命じる。

の い の
はるるに抑へる。このビジネスは、日本ほど規制が厳しくないため、よりチャンスがあると考へることもできるかもしません。
(二)のシリーズは月1回掲載します)

香港には世界の化粧品
大国と異なり、業界向け
の特別な規制や法律はあ
りません。安全標準、製
造者・供給者・販売者の
管理、製造のプロセス（例

なぜ規制がないのか

香港では化粧品は「一般消費（商品）品」とみなされているので消費品安全条例によって管理されています。そのため商品の製造者、輸入者および販売者は、輸出で販売する際には、商品の安全性を確保するため、規格基準を満たすことを確認する必要があります。

化粧品安全性の取り締まり機関

(2) 調査を行い、店で販売窓口となる。(1) 消費者の苦情や相談機関があります。「香港消費者委員会」の活動は、下のようなものです。

現在、特に化粧品業に対する規制を定め法律がないため、被害が企業に対して責任を及ぼすことが非常に難しくなることがあります。例えば、使用期限が過ぎた商品の販売をおわりに

ぎ じ追者た界

ANDY CHEUNG
弁護士 アンディ
米系法律事務所
法律相談・契約
港大学法律学士
在香港日本回
トロ相談員
www.andyscheung.com
info@andyscheung.com

消費品安全條例

化粧品安全性の取り締まり機関

「**半官半民の化粧品の安全性を管理していく機関があります。「香港消費者委員会」の活動は**

品 満 有 おわりに

た 界
ANDY CHE
弁護士 アン
米系法律事務所
法律相談・美
港大学法律学
在香港日本國
トロ相談員も
www.andys
info@andys



筆者紹介

ANDY CHENG
弁護士 アンディ・チェン法律事務所代表
米系法律事務所から独立し開業。企業向けの
法律相談・契約書作成を得意としている。香
港大学法律学科卒業、慶應義塾大学へ留学後、
在香港日本国総領事館勤務の経験もありジェ
トロ相談員も務めている。日本語堪能
www.andysolicitor.com
info@andysolicitor.com

(二)のシリーズは月1回掲載します)